## 本県における手話関連施策の状況(R6)

関係条例	事業	内容
手話関連施策の策定、推進	○ 「第5次富山県障害者計画」(R6~R11) への手話関連施策の明記	意思疎通支援の充実として、手話の普及等を推進を明記
(第7条)	○ 「富山県第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)」(R6~R8) へ	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣や手話通訳者・ボランティア等の養成研修を行うとともに、指導者の確保
	の手話関連施策の明記	に努めること等を明記
	○ 富山県手話施策推進協議会の開催	手話関連施策について、情報共有や意見交換等を行う
相談及び意思疎通の支援体制	○ 県聴覚障害者センターによる相談支援(県から運営費を補助)	聴覚障害児・者に関わる相談支援を実施
の整備		(参考)R5 実績:計90件(内訳)労働9件、医療1件、生活一般42件、その他12件
(第8条)	○ 県専任の手話通訳者(2名)の設置	障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手 話通訳を行う
		(参考)R5 実績: 通訳・相談活動等 92 件、登録手話通訳者派遣のコーディネート業務 291 件
	○ 遠隔手話通訳サービスの提供	聴覚障害者が医療機関へ受診する際などにスマートフォンやタブレット端末を通じて遠隔手話通訳サービスを提供す
	富山県一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の一大学の	る。※利用件数が少なく、周知が必要
	○ 市町村の手詰通訳者設置への支援	県内の市町村へ手話通訳者等を派遣
	○ 手話通訳者の派遣	(参考)R5 実績: 手話通訳者派遣依頼正味件数 583 件(派遣のべ 635 人)
	○ 県職員等向け手話講座の実施	県職員等に向けた手話講座を実施
	○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施	県内在住の社会生活を営んでいる聴覚障害者を対象として、コミュニケーション・情報機器研修、文化研修、社会・家
		庭生活研修の場を設け、聴覚障害教育、社会、福祉などの専門的な知識の豊富な講師に依頼して実施
		(参考) R5 実績: 39 講座、のべ1, 172 名参加
		①コミュニケーション・情報研修事業8回のべ119名参加
		②文化・情報研修事業4回のべ618名参加
エデシェトフ 桂却が 戸炊		③社会・家庭生活研修事業 27 回のべ 435 名参加
手話による情報発信等	○ 緊急記者会見への手話通訳士(者)の配置	各種緊急記者会見に手話通訳士(者)を配置
(第9条)	○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入	県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する
手話通訳者の確保、養成等	○ 手話通訳者の養成研修	一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う
(第 11 条)	○ 手話通訳試験等の受験料への助成	手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成 (会会) PE 実体・常は思からの受験者(中誌会) 2 名
エエナーやど桃人のたけな	○ 国際学院学者といり、ファトス並及活動(国立と)写学典と特別	(参考) R5 実績:富山県からの受験者(申請者) 3名
手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)	○ 県聴覚障害者センターによる普及活動(県から運営費を補助) ○ 宮草 7 ト ロサートル まくずき 11・ 佐日 の制作 (登出)	広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う  「麻力除す者情報すびないない。が制作した文章 1 10 D V D 符 な 思聴党除す者ないない では出す
(第13条)	○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し	聴力障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す   (参考) R5 実績:利用者個人のべ5名、1団体貸し出し本数のべ18本
	○ 手手並及汗動。の結曲	
	○ 手話普及活動への補助	県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する   (参考) R5 実績: 15 団体、全 24 回、受講者延べ 490 人
	   ○「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進	「参考)NO 美領・15 団体、主 24 団、支縄有悪、450 人   県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開
		する
		/ °   (参考) R5 実績: ①民間イベント等への手話コーラスの派遣 3回
		②手話言語の国際デーに合わせたライトアップ(1日) 県内6か所
学校における手話の普及	- ○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施	ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催
(第14条)	○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供	幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施
	○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進	総合的な学習の時間等を活用した手話体験などについて、優れた取り組みを紹介するとともに、手話の理解を深める
		小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進
		(参考) R5 実績: 県内小中高等学校へ講師派遣 12 校
		/シ 1/ 7/2 / //以・/ / / / /   Lint / 1   V   httm:h/l//で 17   V